

よくあるご質問



Q 申請した金額が交付されますか？

「日向市ひまわり基金事業推進協議会」において審査の結果、助成額が減額になることがあります。また、最終的な交付額は事業終了後に実績を確認のうえ決定します。

Q 1つの団体が複数の事業を申請できますか？

1つの団体が申請できるのは、年度につき1回限りです。また、1つの団体が助成を受ける回数の上限は、助成区分ごとに異なります。※申請団体または申請された事業が、過去に助成を受けた団体(事業)と実質的に同一であると認められるときは、同一のものとみなし審査を行います。

Q 参加費を徴収する事業でも対象になりますか？

対象となります。ただし、原則として公益性の高い事業となるよう、徴収した参加費などと助成金を合計した収入額が必要経費を上回る場合、その超過分は助成金から減額となります。

Q 市外で行う事業も対象になりますか？

原則として、市内で行う事業が対象となります。特別な理由がある場合は、事前に相談してください。

Q 助成金はいつ振り込まれますか？

原則として、事業終了後に実績等を確認し、助成額の確定を行ってからの振込となります。実績報告書等の提出後、振込まで約1か月かかります。

Q 印刷物(チラシ・ポスター等)の作成や広告を行う際の条件はありますか？

印刷物の作成や新聞広告等を行う際は、ひまわり基金事業を活用している一文を記載してください。(例)「この事業は日向市ひまわり基金助成事業を活用しています。」

Q 領収書は必ず必要ですか？

領収書は必ず必要です。なお、領収書の宛名や但し書き等が記載されていない場合、対象経費と認められませんので、必ず記載のうえ保管してください。

Q いつまでに申請すればいいですか？

事業開始の2か月前までを目安に申請してください。ただし、実績報告書等の提出や助成金の振込が年度内に完了しないと見込まれる場合、申請を受け付けることができません。

Q 一年中受け付けていますか？

受け付けています。ただし、予算に限りがありますので、予算に達した場合は受付締切りとなります。

日向市ひまわり基金助成事業

日向市ひまわり基金事業推進協議会(事務局:日向市地域コミュニティ課)



皆さんの市民活動を応援します！

申請の流れ

事業の公募	事業募集【事業実施の2か月前までに応募】
申請書の提出	地域コミュニティ課へ申請書等を提出
審査	審査会(※)で助成の可否、助成額を決定【2週間程度】
結果通知	申請団体へ審査結果を通知
事業実施	事業内容に変更が生じた場合は、ご連絡ください
実績報告	地域コミュニティ課へ実績報告書等を提出
助成額確定	実績報告書等を確認し、助成額を確定
助成金交付	請求書を提出、助成金の振込

● 年度内に全て完了できるように、余裕をもって申請してください。

● 申請を検討している方は、地域コミュニティ課へご相談ください。

※審査は、市内に居住する非営利活動団体関係者を含む「日向市ひまわり基金事業推進協議会」が行います。

【問合せ先】

日向市 地域コミュニティ課
〒883 - 0046
日向市中町1番31号(日向市文化交流センター 小ホール棟2階)
電話:0982 - 50 - 0300 メール:kyoudou@hyugacity.jp

※申請書などの様式は、地域コミュニティ課窓口でお渡しするほか、市ホームページからもダウンロードできます。



日向市ホームページ

対象となる団体



5名以上で構成された日向市内に活動拠点を有する非営利活動団体が対象です。

(例) 市民活動団体 自治会 ボランティアグループ NPO法人 など

ただし、次のような団体の事業は**対象外**となります。

- ✓日向市から同様の助成、補助を受けている団体
- ✓営利活動、政治活動または宗教活動を目的としている団体
- ✓日向市暴力団排除条例(平成23年日向市条例第23号)第2条第5号に規定する暴力団等に該当する団体
- ✓助成対象事業区分に係る助成回数が上限に達している団体。ただし、日向市ひまわり基金事業推進協議会要綱の附則第2項(助成回数の経過措置)に該当する団体は、この限りではない。

対象となる事業



- 市の魅力向上や活性化につながる事業
- 市民の交流や居場所づくりを目的とした事業
- 人材育成につながる事業
- 公益性のある学習会、研修会、シンポジウムなどの事業
- 地域の困りごとに対し解決策となる事業
- 自然環境の保護や環境保全等を目的とした事業 など

助成対象事業	対象団体	助成金の額	助成回数
市民活動支援事業	市内に活動拠点を置く非営利活動団体(以下同じ)	対象経費の4分の3以内 最大20万円	3回まで
スタートアップ支援事業	設立して3年以内の団体	対象経費の10分の10以内 最大10万円	1回限り
ひまわりの種事業 学生が主体!	市内に在住または在学している学生が過半数を占める団体(代表者が18歳以上であること)	対象経費の10分の10以内 最大5万円	1回限り
ひまわり塾生チャレンジ事業 ひまわり塾で得た知識やネットワークを最大限活用!	過去3年以内に協議会が主催するひまわり塾を修了または修了予定の者が2人以上いる団体(代表者が18歳以上であること)	対象経費の10分の10以内 最大10万円	1回限り

市民活動団体のみなさんが市民目線から課題やテーマを選び、「地域づくり」「人材育成」「魅力発信」となる事業を募集します!



対象経費



●助成の対象となる経費は、**事業に直接必要となるもの**に限ります。

項目	対象となる経費	備考
報償費	講師・出演者等への謝金や報酬 参加者への賞品や参加賞	総事業費の30%以内
旅費	講師等の交通費や宿泊費 講師等との会議に要する交通費や宿泊費	総事業費の30%以内
消耗品費	事務用品・材料・道具等の購入費用 資料の作成に要する費用	1品あたり1万円未満のもの
印刷製本費	チラシやポスター等の作成・印刷等の費用	対象外あり
燃料費	灯油やガソリン等	
光熱水費	電気・ガス・水道料等	
通信費	郵便料等	
広告費	新聞広告料等	対象外あり
手数料	振込手数料等	
保険料	イベント等の開催時に加入する保険料等	
使用料 賃借料	会議・イベント等で使用する施設使用料や物品の賃借料等	
委託料	専門的知識や技術を要する業務の委託費用	
備品費	事業実施に直接必要なもの	スタートアップ支援事業に限り助成対象。なお、取得した備品の管理(保管場所・管理者等)を明確にすること。

●次の経費は**助成対象外**となります。

- ・団体の運営等を維持するための経費、団体の経常的な活動に要する経費
- ・団体の構成員に支給するもの(謝金、旅費、燃料費、光熱水費、通信費、構成員が所持する物品に対する賃借料など)
- ・飲食費
- ・本事業を活用している旨の記載のないチラシ・ポスターなどの印刷物や広告等の作成に係る経費
- ・領収書等の支払い証明がない費用
- ・交付決定日前に支出された経費

ご不明な点は地域コミュニティ課までお問い合わせください!